**避難確保計画**

対象災害 ：（洪　水　・　土砂災害）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 施設の所有者又は管理者 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| メール |  |

令和　　年　　月（ 作成 ・ 変更 ）

＜名取市事務処理欄＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経過欄 |  | 受付印 |  |

－目 次－

1　計画の目的 １

2　計画の適用範囲 １

3　防災体制 ４

4　情報収集及び伝達 ５

5　避難誘導 ６

6　避難の確保を図るための施設の整備 ６

7　防災教育及び訓練の実施 ７

8　自衛水防組織※の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。） ７

※　自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

○　洪水が対象となる場合

　　　要配慮者利用施設には、自衛水防組織設置の努力義務が課せられています。

（水防法第十五条の三第6項）。

○　土砂災害が対象となる場合

　　要配慮者利用施設には自衛水防組織設置の努力義務規定はありません。

【添付資料（市への提出は必要ありません。）】

○　施設利用者緊急連絡先一覧表

○　緊急連絡網

○　外部機関等への緊急連絡先一覧表

○　対応別避難誘導方法一覧表

○　防災体制一覧表

**１　計画の目的**

この避難確保計画（以下「本計画」という。）は、洪水や土砂災害の発生、又はそのおそれがある場合に、本施設の利用者及び職員を、円滑かつ迅速に避難させることを目的とする。

また、本計画に基づいて、防災教育や訓練を行い、利用者や職員の防災知識を深めるとともに、必要に応じてこの計画を見直すものとする。

本計画は、作成及び見直しのつど、法律に基づき遅滞なく、名取市長へ報告をするものとする。

**２　計画の適用範囲**

本計画は、利用者や職員を含む、全ての者に適用するものとする。

**【施設の状況】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 構　造 | □木造□非木造 | 階　数 | 　　　階建て | 使用階 | 　　階 |
| 利用者 | 昼 | 　　名 | 夜間 | 　　名 | 休日 | 　　名 |
| 施設職員 | 　　名 | 　　名 | 　　名 |

**【対象となる災害種別】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 洪　水 | 対象河川名 | □ 名取川　　　　　□ 増田川　□ 川内沢川　　　　□ 志賀沢川　　　　□ 五間堀川□ 阿武隈川 |
| 浸水深の想定 | □ 0.5ｍ未満　　　□ 0.5～3.0ｍ　　　□ 3.0ｍ以上 |
| 土砂災害 | がけ崩れ | □ 土砂災害警戒区域　　　□ 土砂災害特別警戒区域 |
| 土石流 | □ 土砂災害警戒区域　　　□ 土砂災害特別警戒区域 |
| 地すべり | □ 土砂災害警戒区域　　　□ 土砂災害特別警戒区域 |

※洪水の対象河川名についてご不明の場合は、防災安全課までお問い合わせください。

※洪水の「浸水深の想定」及び土砂災害の「災害種」と「区域の別」については、以下の方法で確認することが出来ます。

（１）『名取市民防災マニュアル（2020年発行）』巻末のハザードマップから確認する。

https://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/soumu/node\_224/node\_71052

　　　※上記冊子の電子ブックデータかＰＤＦファイルを開き、巻末に掲載の「名取市ハザードマップ」を確認する。

（２）市ホームページ内『名取市地図情報提供サービス―なとりマップ―』で確認する。

https://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/kikaku/ai-system/node\_44264

【なとりマップでの検索手順】

　※上記リンク先の「利用規約」を確認し、なとりマップのメニュー画面へ進む。

　　　　メニュー画面から、洪水は『浸水想定区域図（想定最大規模）』、土砂災害は『土砂災害警戒区域等箇所』（※いずれも画面右下）を選択して地図を開き　→　調べたい施設の上で左クリックする　→　詳しい情報がポップアップで表示されます。

**【事前休業の判断について（該当する場合のみ記載）】**

○　大型台風の接近などが予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休等が予定される場合、

　　　　　（部署）を臨時休業とする。
また、午前・午後　　時の時点で、気象庁や市などから、以下のいずれかが発表や発令されて

いる場合も同様とする。

□　高齢者等避難（市発令：警戒レベル３）　　□　避難指示（市発令：警戒レベル４）

□　暴風警報又は暴風特別警報（気象庁発表）　□　大雨警報又は大雨特別警報（気象庁発表）

□　土砂災害警戒情報（県、気象庁共同発表）

**【別紙第１　施設周辺の避難経路図】**

洪水、土砂災害のおそれがある場合の避難場所は、「名取市民防災マニュアル」のハザードマップや、市の「なとりマップ」の洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等を確認の上、以下の場所とする。（該当する全ての避難場所について作成（まとめて１枚でも可））

|  |
| --- |
| **避難経路図** |

**３　防災体制**

**《洪　水》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員※ |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合* + 【警戒レベル２】

洪水注意報の発表* + 対象河川の氾濫注意情報（注）

（警戒レベル２相当情報）の発表 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 洪水警報（警戒レベル３相当情報）の発表 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 保護者への事前連絡 |
| 周辺住民への事前協力依頼 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合* + 対象河川の氾濫警戒情報（注）

（警戒レベル３相当情報）の発表* + 【警戒レベル３】

高齢者等避難の発令 | 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 以下のいずれかに該当する場合* 対象河川の氾濫危険情報（注）

（警戒レベル４相当情報）の発表* 【警戒レベル４】

避難指示の発令 | 施設全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 以下のいずれかに該当する場合* 対象河川の氾濫発生情報（注）

（警戒レベル５相当情報）の発表* 【警戒レベル５】

緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意） | 緊急安全確保措置その時点で最も安全な場所に直ちに避難すること。より高い場所（垂直避難）やがけと反対側の部屋への避難など。 | 避難誘導要員 |

※自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）氾濫注意情報等の発表がある河川は、名取川、増田川、阿武隈川のみ。

**《土砂災害》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員※ |
| 注意体制 | 【警戒レベル２】大雨注意報の発表 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）の発表 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 保護者への事前連絡 |
| 周辺住民への事前協力依頼 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 【警戒レベル３】高齢者等避難の発令 | 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 以下のいずれかに該当する場合* 土砂災害警戒情報

（警戒レベル４相当情報）の発表* 【警戒レベル４】

避難指示の発令* 大雨特別警報（土砂災害）

（警戒レベル５相当情報）の発表 | 施設全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 【警戒レベル５】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意） | 緊急安全確保措置その時点で最も安全な場所に直ちに避難すること。より高い場所（垂直避難）やがけと反対側の部屋への避難など。 | 避難誘導要員 |

* 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

**４　情報収集及び伝達**

○　情報収集すべき主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等 |
| 洪水予報水位到達情報土砂災害警戒情報 | 市の防災行政無線、防災ラジオ、ホームページ、登録制メール、ＦＢ、ツイッター等情報提供機関のウェブサイト等 |
| 避難情報（避難指示等） | 市からの上記手段による収集や、テレビ（ＮＨＫのｄボタン等）、ラジオ、緊急速報メール等 |

※　停電時に備え、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

○　情報伝達・共有

「施設内緊急連絡網」に基づくとともに、館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

**５　避難誘導**

○　避難場所及び避難誘導方法（移動距離及び移動手段）は下表のとおりとし、避難経路については、別紙第１「避難経路図」のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|   | 避難場所の名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 優先順位１ |  | 　　　　ｍ | □徒歩□車両　　　台 |
| 優先順位２ |  | 　　　　ｍ | □徒歩□車両　　　台 |
| 優先順位３ |  | 　　　　ｍ | □徒歩□車両　　　台 |

# ※　土砂災害については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立ち退き避難が推奨されている。

# ただし、施設が土砂災害特別警戒区域に含まれておらず、建物が堅固で家屋倒壊のおそれがない場合には、屋内安全確保も一つの選択肢となる。

**６　避難の確保を図るための施設の整備**

○　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表に示すとおり。

避難確保資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 備蓄品 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ、□ラジオ、□タブレット、□ファックス、□携帯電話、□懐中電灯、□電池、□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（従業員、利用者等）、□案内旗、□タブレット、□携帯電話、□懐中電灯、□携帯用拡声器、□電池式照明器具、□電池、□携帯電話バッテリー、□ライフジャケット、□蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | □水（１人あたり　　ℓ）、□食料（１人あたり　　食分）□寝具、□防寒具 |
| 高齢者 | □おむつ・おしりふき |
| 障がい者 | □常備薬 |
| 乳幼児 | □おむつ・おしりふき、□おやつ、□おんぶひも |
| そのほか | □ウェットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| □土嚢、□止水板□そのほか（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**７　防災教育及び訓練の実施**

○　新規採用従業員等を対象とした研修の実施

毎年　　　月を基準に実施

○　全従業員を対象とした訓練の実施

毎年　　　月を基準に実施

本計画に基づく訓練を実施した後、別添「訓練実施（計画）報告書」の様式により、市防災安全課に報告をする。（メール、FAX等）

≪防災安全課連絡先≫

電　話：０２２－７２４－７１６６（直通）　　ＦＡＸ：０２２－３８４－４１９２

メールアドレス：bousai@city.natori.miyagi.jp

**８　自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）**

【記載例】

○　別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

○　自衛水防組織の訓練の実施（新たに構成員となった従業員を対象）

毎年　　　月を基準に実施

○　毎年　　　月に行う全従業員を対象とした訓練に先立ち、自衛水防組織の全構成員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施

○　自営水防組織を組織するか、又は変更したときは、水防法第15条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市防災安全課に報告する。（第７項に記載する連絡先に報告する。）

別添１　自衛水防組織活動要領(案)

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権原者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第５条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第６条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1　「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

統括管理者

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　　　　　班員　　名　　　　　　　　　　　 | * 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送等による避難の呼び掛け
* 気象情報、洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　　　　　班員　名　　　　　　　　　　　 | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
 |

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器誘導用ライフジャケット蛍光塗料 |

【添付資料】

市への提出は不要

■施設利用者緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設利用者 | 緊急連絡先 | その他（緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

■緊急連絡網

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

市への提出は不要

|  |
| --- |
| 氏名 |
| 連絡先 |

↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 |

↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　　↓　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 | 連絡先 |

■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

市への提出は不要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
| 避難誘導等の支援者 |  |  |  |  |  |
| 医療機関 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

■対応別避難誘導方法一覧表

市への提出は不要

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対応内容（※） | 氏名 | 連絡先 | 移動手段 | 担当者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※以下の該当番号を記入

（避難場所への移動）

１　単独歩行が可能、２　介助が必要、３　車いすを使用、４　ストレッチャーや担架が必要、５　そのほか

（そのほかの対応）

６　自宅に帰宅、７　病院に搬送、８　そのほか

■防災体制一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

市への提出は不要

管理権限者

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　　　　　　班員　名　　　　　　　　　　　　　　　 | * 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送等による避難の呼び掛け
* 気象情報、洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　　　　　　班員　名　　　　　　　　　　　　　　　 | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
 |